

第3回行政改革推進委員会（書面会議）における意見一覧

資料2-1

| 意見提出者 | 意見の概要 | 政策推進課（事務局）回答 | 指針案への反映 |
|-------|---|--|-----------------------------------|
| 福沢委員 | <p>（指針案8ページ、10ページ） LCC、VFM、SPCという用語が初出となっている。資料編を見れば意味は分かるが、最後まで読まないという意味が分からず読者が戸惑うと感じる。「※●ページ・資料編参照」など注釈を加えてはどうか。</p> | <p>案へ反映します。</p> | <p>修正反映 用語の説明がわかるよう注釈を付記。</p> |
| 西懸委員 | <p>民間事業者の選択にあたり、公平性はどのように保たれるのか。</p> | <p>本指針は、公共施設等の整備等に当たり、従来型手法（公設公営）と比較して、PPP/PFI手法の導入が適切かどうか（公民連携の手法を取り入れることにメリットがあるかどうか）を優先的に検討するための基準や検討の流れを定めたものです。 そのため、本指針では、具体的な民間事業者の選定手法には触れておりませんが、実際の事業者選定の手続においては、従来の一般競争入札等と同様に、多くの事業者の参入機会を確保できる公募型プロポーザルなどの方式により、公平性が担保されるものと考えています。</p> | <p>—</p> |
| 小野委員 | <p>別紙のとおり</p> | <p>本指針は、公共施設等の整備等に当たり、安易に従来型手法（公設公営）を選択することがないよう、従来型手法と比較して、PPP/PFI手法の導入が適切かどうか（公民連携の手法を取り入れることにメリットがあるかどうか）を検討するための基準や、検討の流れを定めたものです。当市においても、国の策定要請を受け、先行している他自治体の事例等を調査するなど、策定の要否を含めた検討を進めてきました。 本指針の策定を踏まえ、今後は、検討対象となった事業ごとに、指針に定める簡易な検討や、外部コンサルタントを活用する詳細な検討などにおいて、各担当部課で整理、検討を行うこととなります。 本指針はPPP/PFI手法導入を前提としたものではありませんが、委員ご指摘のPPP/PFI事業の導入に伴い想定される“行政の見えない負担増”などを含めた様々な懸念やリスクについては、大変重要な視点であると認識しており、適切な公と民の役割分担という観点から、個別の事業ごとに検討していくことが必要であると考えています。</p> | <p>—</p> |